

アヴァンティみなみ Avanti

秋 2018 号
VOL.20

ふすみ



鮎鮓街道inかさまつ[2018.9.23開催]

公益社団法人 岐阜南法人会

着任のあいさつ 岐阜南税務署長 後藤 健一 氏	1
着任のあいさつ 岐阜南税務署 副署長 前田 仁見 氏	2
岐阜南税務署幹部定期人事異動	
岐阜県からのお知らせ	3
税務トピックス	4・5
ほっとインタビュー 岐阜南税務署長 後藤 健一 氏	6・7
本会・支部・連合会ニュース	8~15
青年部会	16・17
女性部会	18
税理士コーナー	19
新会員紹介・事務局だより	20
編集後記	21



写真提供:笠松町文化協会

写真は昨年9月、笠松町文化協会主催で行われた「鮎街道inかさまつ」の行列の模様です。このイベントは江戸時代に、長良川の鵜飼で捕って作った「鮎鮓(あゆうし)」を5日間で将軍の元へ届けたことになんだ「地域おこし」の行事です。

今は中学生が主役となってこのイベントを盛り上げています。

地域の町おこし事業は各地でいろいろ行われていますが、このイベントは鮎鮓を徳川将軍の下へ江戸まで運んだ史実に基づいての事業です。これからも次世代を担う青少年の協力を得て、末永く継続しその地の歴史的足跡を残してもらいたいものです。

安藤印刷株式会社
代表取締役 安藤元一

着任の

あいさつ



岐阜南税務署長
後藤 健一

GOTO KENICHI

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、納税意識の向上などを基本方針に掲げられた法人会活動を通じて、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に大きく貢献されるなど、税務行政に対する深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、岐阜南税務署長として着任いたしました後藤でございます。山中前署長同様よろしくお願い申し上げます。

当署は初めての勤務となります。岐阜県内の税務署は最初の赴任地である大垣税務署、初めての単身赴任となりました高山税務署の勤務があり、大垣税務署在勤中は岐阜市内に居住しておりました。また、出身地は岐阜県の東の端にある中津川市であり、岐阜県には縁あるものと有り難く思っております。

岐阜南税務署は、岐阜県下7税務署のなかで管内面積が一番狭いものの、新幹線を含む各鉄道路線、名神高速道路、主要国道など交通・物流の拠点の位置にあり、航空機・自動車関連産業が盛んであると感じています。

貴会におかれましては、『税の啓発・普及』事業として、従前から「租税教室」を小学校・高等学校・大学で実施していただいているだけでなく、「税に関する絵はがきコンクール」では多数の作品の募集活動や、「税金クイズ」を各地域のイベント会場で実施するなど大変積極的な活動をおられます。

また、『地域企業の発展』事業として簿記研修会をはじめ各支部での税務・経営や労務研修会等を幅広く実施され、『地域社会への貢献』事業として記念講演会を開催されるなど、公益社団法人としての役割を果たされてきました。

これもひとえに、中村会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の献身的なご努力、ご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。

私どもは、「納税者の自発的な納税義務の履行

を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、納税者の皆様の利益の保護を図りつつ、大口・悪質な納税者には組織的に厳正な対応を行うなど、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

ところで、近年、経済活動の国際化・高度情報化の進展等、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中で引き続き国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組を行っております。

納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページ等を通じて提供していくほか、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納税手段の充実に取り組んでいます。

なお、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)につきましては、納税者の皆様の利便性を高める重要な社会基盤であり、引き続き丁寧な説明、積極的な周知・広報に努めてまいります。

また、消費税につきましては、税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が来年10月に実施されることとなっているほか、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が5年後から導入されるなど税の仕組みが大きく変化する時期となっており、改正消費税法の円滑な実施に向けて、引き続き説明会や研修会等による周知・広報に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組を推進していくに当たりましては、税のよき理解者である貴会のお力添えが必要でございます。引き続き、貴会の会員皆様方のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人岐阜南法人会の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



原点は、ミツバチでした。
1907年の創業以来我々は、ミツバチを通じ自然と人間社会の調和について真摯に考え、実際に多くのことを学んでまいりました。
その観察のすべてを
人々の健康と真の豊かさの実現のために
大きな華を咲かせようとしています。
健康補助食品のトップメーカーとしての
大きな夢に向かって
そのぞいでまいりました。
健康補助食品のトップメーカーとしての
大きな夢に向かって
そのぞいでまいりました。
食品医薬品化粧品の総合メーカーとして、
より大きな夢に向かって
チャレンジしてまいります。

**世紀を越えて
自然の恵みを
あなたのチカラに**

蜂产品・
健康補助食品・医薬品の
総合メーカー



アピ株式会社 代表取締役社長 野々垣 孝彦

本 社/〒500-8558 岐阜市加納桜田町1-1
東京支店/〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-15
クオリティセンター/〒500-8463 岐阜市加納新本町4-23
長良川リサーチセンター/〒502-0071 岐阜市長良692-3
ミズホ先端技術センター/〒501-0221 瑞穂市只越1068-5
工 場【池田・池田医薬品・池田バイオ医薬品・揖斐川・ネクストステージ・本巣】

TEL.058-271-3838
TEL.03-3662-3878
TEL.058-271-0183
TEL.058-232-0838
TEL.058-325-1038

着任のあいさつ



岐阜南税務署 副署長
前田 仁見

MAEDA HITOMI

公益社団法人岐阜南法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、大阪国税局課税第二部資料調査第一課課長補佐から岐阜南税務署副署長として着任いたしました前田でございます。千葉前副署長同様よろしくお願ひいたします。

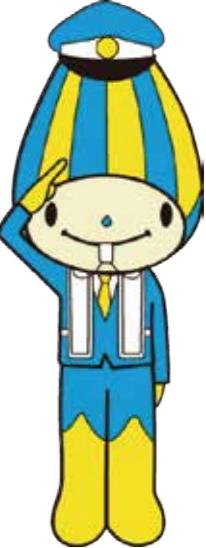
私は、名古屋国税局管内での勤務は初めてですが、歴史と伝統が息づくこの岐阜の地で、日々、新しい発見に心躍らせながら勤務させていただくことに感謝しますとともに、皆様のご支援をいただきながら一生懸命、職務に邁進したいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

岐阜南法人会におかれましては、企業の税務コンプライアンス向上のための取組はもとより、次代を担う児童、学生等を対象とした租税教室の開催など、地域社会との繋がりに重きを置いた様々な社会貢献活動に精力的に取り組まれていると伺い、皆様のご努力、ご尽力に心から敬意を表する次第であります。

今後とも、魅力ある法人会活動を通じて、企業及び地域社会の健全な発展に貢献されることを期待申し上げますとともに、税務行政に対しましても、より一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

岐阜県からのお知らせ

不正軽油は犯罪です!!



不正軽油とは

不正軽油とは、県の承認を受けずに、軽油に灯油や重油等を混ぜた油を軽油と称し、軽油引取税(1リットル当たり32.1円)を免れることを目的とした燃料をいいます。

不正軽油は脱税です

軽油には軽油引取税が課税されています。しかし、不正軽油は、軽油引取税が課税されていない灯油や重油等を混ぜることにより、軽油引取税を不正に免れています。不正軽油を製造・販売・使用する等の行為は、重大な犯罪です!

不正軽油に対する罰則

軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。

また、帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。

不正軽油110番

不正軽油について次のような情報がありましたら、「不正軽油110番」にお知らせください。

- トラックやダンプなどの燃料に、灯油や重油が使用されている。
- 安い軽油を売り込みに来た。
- 不審なタンクローリーが出入りしている施設がある。
- セルフスタンドで灯油を車の燃料タンクに直接給油している。
- 建物から油の臭いがする、刺激臭がする。

等

新官職	氏名	前官職
署長	後藤 健一	名古屋国税局 査察部 査察総括第一課長
筆頭副署長	清水 竹浩	留任
副署長	前田 仁見	大阪国税局 課税第二部 資料調査第一課 課長補佐
筆頭特別国税調査官(法人)	辻 典臣	留任
特別国税調査官(法人)	松原 伸介	留任
法人課税第一部門 統括国税調査官	森岡 亘	上野税務署 法人課税部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	吉田 幸生	名古屋国税局 総務部 会計課 経費第一係長
法人課税第三部門 統括国税調査官	鈴木 洋介	岐阜南税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	近藤 守彦	岐阜南税務署 法人課税部門 連絡調整官
法人課税第五部門 統括国税調査官	図師 保雄	留任
審理専門官(法人)	原田 正春	留任
法人課税部門 連絡調整官	三浦 弘貴	名古屋国税局 課税第二部 法人課税課源泉所得税事務集中処理センター室 国税実査官



森岡 亘
法人課税第一部門
統括国税調査官



三浦 弘貴
法人課税部門
連絡調整官

電話	岐阜県税務課 岐阜県税事務所 東濃県税事務所 飛驒県税事務所	058-277-3973 (直通) 058-214-6915 (直通) 0572-23-1111 (内線252) 0577-33-1111 (内線292)
メール	fuseikeiyu110@pref.gifu.lg.jp	

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

～軽減税率の対象となるものとならないもの～

軽減税率(8%となるもの)

- 刺身用の活魚の販売
- 飲用のミネラルウォーターの販売
- かき氷の販売(テイクアウト)
- 野菜・果物の販売
- コーヒー豆の販売
- 栄養ドリンク(炭酸飲料)の販売
- ノンアルコールビールの販売
- 自動販売機でのジュースの販売
- みりん風調味料(酒税法上の酒類に非該当)の販売
- 農園でのいちごの販売
- 特定保健用食品、栄養機能食品の販売
- ファーストフード店でのテイクアウト
- コンビニエンスストアでのテイクアウト
- 飲食店のレジ前にある菓子の販売
- 列車内の移動ワゴンによる飲食料品の販売
- 映画館の売店でのポップコーンの販売
- ホテルの客室にある冷蔵庫内の飲料の販売
- ホテルのお土産売り場での飲食料品の販売
- 週5回発行されるスポーツ新聞の販売(定期購読契約)
- 週2回発行される業界新聞の販売(定期購読契約)

標準税率(10%となるもの)

- 熱帯魚の販売
- 水道水の使用料
- ドライアイス、保冷用の氷の販売
- 家畜の飼料用の野菜・果物の販売
- 喫茶店の店内で飲むコーヒーの提供
- 栄養ドリンク(医薬品・医薬部外品)の販売
- ビール、日本酒の販売
- 自動販売機での酒類の販売
- 料理酒(酒税法上の酒類に該当)の販売
- いちご狩りの入園料
- 医薬品の販売
- ファーストフード店の店内での食事
- コンビニエンスストアのイートインスペースでの食事
- 飲食店のレジ前にあるおもちゃの販売
- 列車内の食堂施設での飲食料品の提供
- カラオケボックスでの飲食の提供
- ホテルのルームサービス
- ホテルの宴会場での飲食料品の提供
- コンビニエンスストアでの新聞の販売
- インターネットを通じて配信する電子版の新聞の提供

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納稅事務(税額の計算)
- 事業者の準備を支援する仕組み:「軽減税率対策補助金」

* 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え(「軽減税率対策補助金」の活用の検討)
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き(一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。)

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分(軽減税率の対象取引の有無)の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し(商品マスターの見直し)
- 税率区分に応じた経理処理の見直し(経理処理マニュアルの整備)
- 納品書や請求書などの帳票の見直し(取引先との連絡・調整)
- 買換又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録(商品マスターの整備)
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修(説明会等への参加)、店頭などで消費者向けの周知(店頭ポスターなど)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへ
[国税庁 軽減税率](#)

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



ほっとインタビュー HOT

Interview

岐阜南税務署長
後藤 健一 氏
(ごとう けんいち)

聞き手 小川 純、三森 秀樹、浅野 康昌



今回は、7月に岐阜南税務署に着任されました後藤健一署長にお話を伺ってまいりました。

後藤署長のプロフィールやお人柄が垣間見られればと思います。

部会長 後藤署長のご経歴からお聞かせください

後藤署長

昭和53年4月に名古屋国税局 総務部 総務課に採用され、主な役職としては

平成18年7月 高山税務署 総務課長

平成21年7月 三島税務署 副署長

平成23年7月 名古屋国税局 対策部 対策第四部門統括国税対策官

平成28年7月 名古屋国税局 対策部 対策統括第一課長

平成30年7月 現職

国税の職場で40年以上経過しました。対策事務の経験が18年、法人課税事務が11年、その他11年という経歴を過ごしてきました。

対策の経験が長いので様々な役職を経験ましたが、すばらしい上司、先輩、後輩、同僚、部下に恵まれやってこられたと思っています。

部会長 好きな言葉(座右の銘など)や仕事におけるモットーについてお聞かせください

後藤署長

好きな言葉と言うか普段から思っていることは「感謝」です。

今回のように署長インタビューとして話させていただいているのも

理解や支えがあったからこそと思っています。

これからも「感謝」の気持ちを忘れずに過ごしていきたいと思っています。

部会長 休日の過ごし方、趣味などについてお聞かせください

後藤署長

実は無趣味で、休日の過ごし方は最近ではスーパーへの買い物出します。

家内が保育士としてフルタイムで働いていますので家事手伝いを兼ねてやっています。スーパーに行くと何が売れているのか、価格はどうか、どんな人が買うのかなど、ついつい観察してしまうところは仕事柄かもしれませんけど、買い物に行っている時間は一人なのでその時間を楽しんでいます。

他には映画やドラマの鑑賞も好きなのですが、せっかちな性格なので1週間ビデオに撮りためて1.4倍速で時短して観るということをしています。特に刑事ドラマが好きで、セリフを予想しながら観ています。予想通りだと思わずガツツポーズです。

買い物もドラマ鑑賞も仕事の延長線上というか、何か参考にならないかと思い休日を過ごしています。

部会長 岐阜の印象についてお聞かせください。

後藤署長

出身が中津川市なので岐阜南エリアには親近感がありますし、入局当初は大垣税務署勤務でしたので岐阜北税務署近くの独身寮に4年間住んでいました。

私が居た昭和50年代中ごろは、柳ヶ瀬の飲食店街がいっぱい駅前の問屋街も人で溢れていた印象でしたが、30年以上前のことなので随分街も変わったなという印象です。

それと、暑くなりましたね。中津川も暑いですが、こちらも30年前より暑くなった印象です。

部会長 岐阜南税務署として、本年度特に力を入れる点などについてお聞かせください。

後藤署長

力を入れるというか一般的な話になりますが、国税庁の使命というのは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであります。これを果たすため、納税者サービスの充実に努めると共に、大口・悪質な納税者には組織的に厳正な対応を行って、適正・公平な課税・徴収に努めることです。

真面目にやられている方が不公平感を持たないようにしていきたいと思っています。

部会長 それでは最後に、岐阜南法人会の活動に期待することについてお聞かせください。

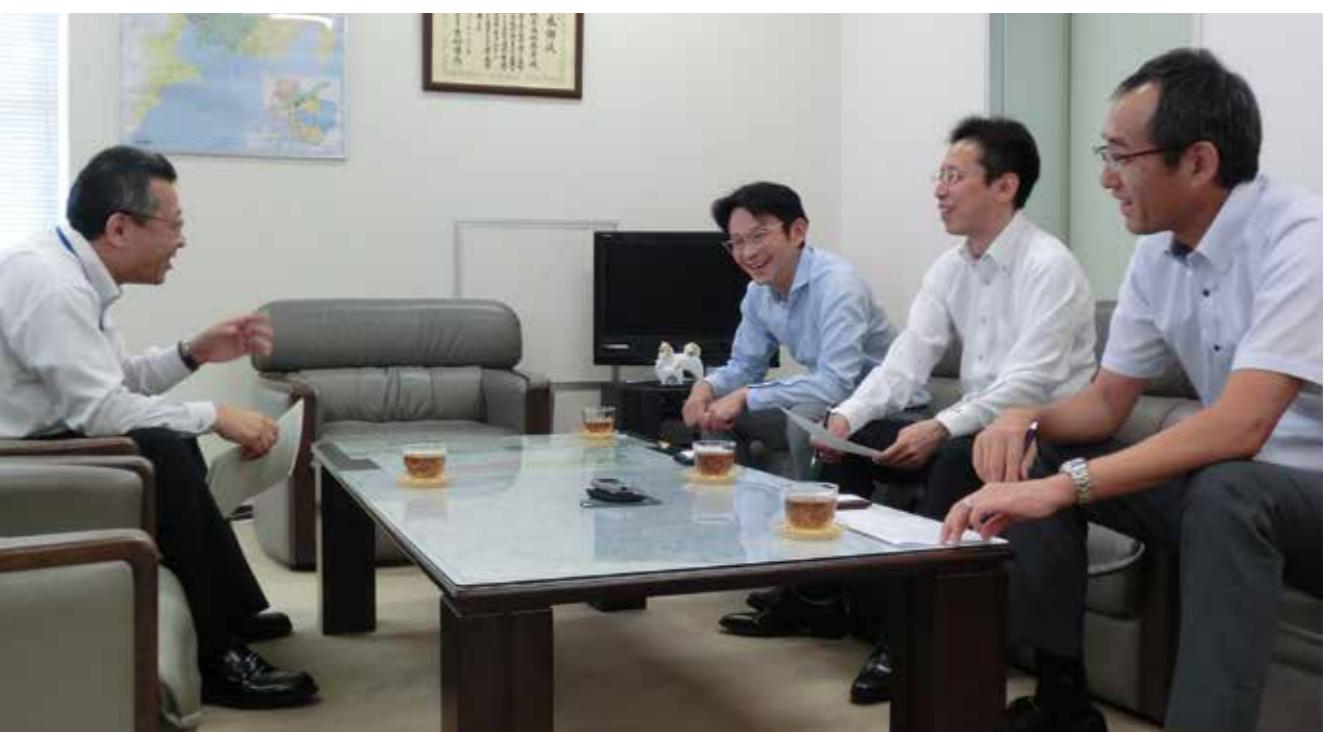
後藤署長

着任後直ぐにホームページ等で活動内容を拝見しました。小学校から大学まで幅広い層に対する租税教室や税金クイズの実施など、すばらしい活動をされていらっしゃるので、今後も変わらずご尽力賜り益々のご活躍を期待致しております。是非とも続けて行っていただきたいと思います。

終始笑顔で気さくにお話ししていただき、和やかなムードでインタビューをさせていただきました。

署長の優しいお人柄を感じられた時間となりました。

本日は誠にありがとうございました。



本会支部連合会ニュース

2018
6月
8月

審議され、飛騨法人会と岐阜北法人会から各1名の補充が承認されました。また、報告事項では今年11月8日・9日開催予定の第32回「法人会全国青年の集い」岐阜大会について、田中由泰青年連絡協議会長より報告がされました。

続いて午後3時30分から行われた第6回定期総会では、平成29年度決算報告と先の理事会で承認された役員補充選任の2議案とも審議の上、承認されました。報告事項では平成29年度事業報告並び平成30年度の事業計画と収支予算が事務局より報告されました。

議事終了後、法人会活動への功労者表彰が行われました。最後に名古屋国税局課税第二部長 中川政晴氏より来賓祝辞をいただき閉会となりました。



▲来賓祝辞
名古屋国税局課税第二部長 中川政晴氏

本会ニュース

● 総務委員会

(一社)岐阜県法人会連合会 平成30年 第2回理事会 第6回定期総会

平成30年6月6日(水)岐阜グランドホテルに於いて(一社)岐阜県法人会連合会の第2回理事会並び第6回定期総会が開催されました。来賓には名古屋国税局中川政晴課税第二部長他幹部職員2名、所轄の岐阜北税務署坂田昌署長、副署長と協力保険会社代表合わせ9名をお迎えしました。

午後2時30分から行われた理事会では、岐阜県連の厚生委員会委員の補充選任の件について



▲会長あいさつ 村瀬幸雄氏



▲表彰された当法人会の皆さん

全国法人会総連合会長表彰

山口嘉彦氏 (株)エスライン

吉田尚人氏 (ヤマガタヤ産業株)

岐阜県法人会連合会長功労者表彰

坂井佳史氏 (天龍ホールディングス株)

大野 剛氏 (株)ナベヤ

蓑島裕和氏 (アプロ通信株)



署への幹部表敬訪問



今回の税務署の定期人事異動(平成30年7月10日)で、岐阜南税務署には後藤健一署長、前田仁見副署長、森岡亘法人事課第一統括官が新しく着任されました。なお、清水竹浩筆頭副署長は留任されました。

つきましては7月30日に中村会長・副会長5名をはじめ三島総務委員長、小川青年部・伊藤女性部会長、竹下専務理事合わせて10名が岐阜南税務署へご挨拶に伺いました。

後藤署長は岐阜県のご出身のため、岐阜市に大変親近感を持ってみえるそうです。また当法人会のホームページをご覧になり、幅広い年齢層を対象とした租税教室の取組みなど積極的な会活動に大変関心を持たれたお話を伺いました。

意見交換会では、中村会長から①会員加入率低下傾向にある中で組織充実に努めていること②社会貢献事業として青年部会・女性部会が車の両輪となって租税教室等に努めていること③個々の会員にも税の勉強をしっかり行ってもらい、それを糧に租税の広報活動にも力を注いでいきたいと、法人会の現状説明がありました。

また、税務署から、租税教室講師養成研修が10月9日(火)、納税表彰式が11月15日(木)に開催される等の今後の日程連絡やダイレクト納付の利用勧奨等の説明がありました。

● 組織委員会

第2回 組織委員会



平成30年7月19日岐阜ワシントンホテルプラザ「銀座八丁」において、第2回組織委員会を開催しました。

はじめに中村会長より前年度の新規加入件数が100件となり、組織委員会の熱意と粘り強い取り組みに感謝の意の挨拶がありました。

続いて、今回の定期人事異動で新たに岐阜南税務署法人課税第一統括官として赴任された森岡亘氏からは、岐阜県のご出身のため当地に親しみを感じまた、当法人会の高校・大学での租税教育について大変興味があると共に、法人会と税務署の繋ぎ役として頑張りたいとご挨拶がありました。

今回の委員会では、前回(4月27日)支部長より会員勧誘の際に、より具体的にアピール出来る法人会加入のメリットを紹介して欲しいと望む声があったことから、具体例を中心に協議しました。

会議は土屋組織委員長の司会で進めら、竹下専務理事より会員としての特典について説明がありました。

①著名な講師による講演会や税務署職員による専門的な研修会に無料参加

②ホームページ上で各種分野500本余りのビデオ(オンデマンドサービス)が会社・自宅のパソコンで無料視聴

③法人会提携の生保・損保で法人会会員しか享受できない保険が用意

④ETCコーポレートカードで、一般コーポレートカードより更に割引

岐阜南税務連絡協議会役員会



平成30年8月31日(金)岐阜南税務連絡協議会役員会が岐阜南税務署会議室に於いて開催されました。7月の税務署の定期人事異動後初めての役員会で、税務署幹部職員と税務連絡協議会役員との意見交換を中心とした会議が開催されました。

諏訪会長から「横のつながりを強固にし、税務行政に引き継いで協力していきたい」との挨拶に続いて、後藤健一署長からは「日々の税務行政に対するご協力に心より感謝申し上げます。e-taxの一層の利用推進と来年導入される消費税軽減税率導入の研修へのご理解とご協力をお願いいたします」と挨拶がありました。

率の高いサービス

⑤十六銀行・岐阜信用金庫と当法人会との提携融資で基準金利から0.2%割引金利の融資

⑥総会・支部研修会等に統いて会員交流ための懇談会が多数開催

など、一般の方から関心を寄せてもらえるような内容の説明が行われました。

会議で協議された内容は取りまとめた上で、9月19日開催の理事会並びに幹部研修会で説明されることとなっています。

会議終了後、出席者による懇談会が開催されました。

●税制委員会 「相続対策」研修会

平成30年8月29日(水)

税制委員会による講演会をハートフルスクエアGに於いて受講者30名を迎えて開催しました。講師には大同生命保険(株)東京本社研修担当課長の渡邊 完氏を迎え「いますぐ始める社長さんとの相続対策」のテーマでお話いただきました。



▲東京本社研修担当課長 渡邊完氏

家族が困らないために、社長として今から心がけるべき相続対策についてのお話です。突然亡くなるケースはもちろん、病気で亡くなるケースであっても、経営者が直接後継者に自分の思いを伝えることはなかなか出来ないものです。しかしそのことにより残された家族間の争いを招くことも多々ある。相続で、訴訟となったケースの実に76%は、意外にも相続財産総額が5千万円以下と云うこと。一般的には相続裁判は金持ちだけのことかと思いがちであるが、身近な庶民の中でも多く起こっている。

基礎控除額が引き下げられたこともあり、課税される方が4%であったところが、平成27年1月から税制改正により8%に及ぶことになった。

相続に関しての課題3点は、①相続財産総額を把握すること②相続が家族間の争いにならないようにすること③現金納付が原則であるので納税資金の準備をすること。中小企業者の株価評価額は税の専門家である関与税理士に、確認依頼しておくことが望ましい。土地・建物等が会社名義となっていることが多いから、思わぬ高額評価となることもある。

意外と見過ごし易いのが、会社への社長貸付金である。返済はいつでもいいと思っているものも、相続財産である。

遺言は家族へのラブレターとも言えますが、自筆証書遺言・公正証書遺言などがあり、遺言には法令上のルールがあります。自

筆証書遺言書には必ず日付が必要ですが、〇年〇月吉日とする日付が記載されていないとして無効になる。また、同遺言書を勝手に開封すると無効になるため家庭裁判所の検認を受ける手続きが必要となる。

そして「家族全員協力して…」や「葬儀は密葬で…」などの文言を入れても、その部分は効力がないとされている。

最後に平成30年4月改正の事業承継税制については、2025年大廃業時代に向けてこの税制利用が進むことを期待して、大幅な改正が行われたと説明がありました。

●厚生委員会

第1回 厚生委員会



平成30年6月15日(金)二文字屋において、第1回厚生委員会を開催しました。

今回は、中村正会長・山口嘉彦厚生担当副会長・今瀬洋委員長をはじめとする厚生委員に、福利厚生制度支援会メンバー3名と協力保険3社7名を加え合計18名の会議となりました。

中村会長から、平成29年度は会員増強と併せ青年部会員による“ふやそう2万社GOGOキャンペーン”的取組みで好成績を収めたことに対して労いの言葉がありました。

会議は先に行われた県連総会の結果報告に統いて、当法人会の平成29年度福利厚生推進活動の総括説明がありました。

“ふやそう2万社GOGOキャンペーン”的新規加入件数は、年度目標91件を実績94件と県下で唯一目標をクリアしたこと。また、29年度福利厚生制度保険料収入実績は約12億円と前年比102.5%となったことなどの説明がありました。いずれも特に青年部会の全国大会に向けての取り組みが実を結びました。統いて、平成30年度福利厚生制度推進活動の説明があり、本年度も同キャンペーンに取組むことの確認がありました。また、福利厚生制度の充実策として、本年度4月1日からスタートした当法人会と十六銀行・岐阜信用金庫との銀行提携融資制度の説明があり、両行とも基準金利から0.2%割安金利で会員が融資を受けられるとの説明がありました。

最後に、協力保険3社からそれぞれ福利厚生制度推進策等について説明が行われ会議が終りました。会議後、出席者による交流懇談会が開催されました。

支部ニュース

報告会・税務研修会 ● 笠松支部



平成30年6月8日(金)笠松支部は笠松町商工会館2F会議室で「笠松支部報告会」を開催しました。来賓に岐阜南税務署法人課税第一部門山本淳也統括官、村井隆文笠松町総務部長、岡田悠子笠松町商工会長をお招きしました。

第1号議案で平成29年度の事業結果と収支決算、第2号議案で平成30年度の事業計画が報告されました。最後に山本統括官をはじめご来賓より祝辞をいただきました。

報告会終了後に、笠松町商工会が参加者を募って法人会員以外の経営者など合計31名を対象に、岐阜南税務署山本統括官に講師をお願いし「消費税軽減税率制度」と「平成30年度税制改正」についての研修会が開催されました。



▲議長 間宮寿和支部長

平成31年10月から施行される消費税の軽減税率制度では、飲食料品は軽減税率が8%とされており、一般的の10%税率との取り扱い区分などについての説明がありました。また、平成35年10月からは、いわゆるインボイス方式(適格請求書等保存方式)も導入されるとの説明がありました。

税制改正研修では、事業承継税制が抜本的に拡充され、平成30年4月1日から平成35年3月31までの間に特例承認計画(仮称)を作成して事業承継をすれば、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられることなどの説明がありました。

事業承継問題は少なからず経営者にとって、避けては通れない問題であることから、受講者もメモを取りなどして大変熱心に聴講していました。

長森南子どもフェスティバル ●長森支部



平成30年7月15日(日)長森支部が参加して14回目になる恒例の「長森南小学校子どもフェスティバル」で税の啓蒙目的とした社会貢献事業を行いました。平成7年から女性部会が行っていた事業を平成17年に長森支部が引き継ぎ、岐阜南法人会としては23年の長きにわたる継続事業となっています。

長森南小学校の子どもたち779人に「税金クイズ」「税の標語」に挑戦してもらいました。気温は39℃近い暑さの中でしたが、長森支部の税金コーナーは大賑わいでした。

低・中・高学年用にそれぞれ作られた税金クイズは解答用紙と「税の標語」を家族の方と一緒に考えてもらうため事前に学校を通じ子どもたちの手元に届けてありました。

当日はその持参してきた解答を支部の役員や会員が丁寧に解説しながら採点し、その結果と参加賞の「水耕栽培セット」が手渡されました。

そして同時に募集した「税の標語」には 271点の応募がありました。この中から岐阜南税務署の協力も得て会員らが優秀作品を各学年4点の合計24点選考して9月に賞状と賞品を贈ることになっています。標語募集は今年で10回目ですが優秀な作品が多くなってきていてうれしい限りです。

本年も長森支部の多くの会員にお手伝いいただき盛会のうちに終了できました。



子ども税金教室 ● 柳津支部

平成30年7月24日(火)柳津支部は、岐阜市役所に於いて柳津小学校の5・6年生を中心に34名で「子ども税金教室」を開催しました。

租税教室は市役所の市民税課小塚崇広さん・武山真理子さん両氏に講師をお願いしました。

日本では救急車を呼んだときにお金は掛かりません。その費用は税金によって賄われている訳で、世界ではまだ多くの国が有料であることが説明されました。その他、マグネットシートなどを利用して税金によって賄われている道路、消防署、学校など身近な事例をあげてたいへん分かり易く説明されました。



その後アニメのDVD「マリンとヤマトふしぎな日曜日」を見て、税金が無いと暮らしがどうなるか医療など様々な公共サービスが成り立たなくなることを勉強しました。

租税教室終了後には、柳津地区から選出されている岐阜市議会の竹市勲議員のご案内で普段は入ることができない、岐阜市議会議場を見学させていただきました。扇形の議員席と赤いじゅうたんがたいへん印象的で、立派な議長席や議員席に座り貴重な体験することができました。この議場で市民の選挙で選ばれた議員の皆さんと話し合って、大事な税金の使い道が決められていることを聞きました。



その後、浅野充子副会長より消費税の軽減税率制度についての説明と、「税に関する絵はがきコンクール」への応募のお願いがありました。

終わりに栗本三行柳津支部長から税金博士の認定書を6年生全員に授与し、税の大切さを学んで税金教室を終りました。



▲税金博士認定書授与 栗本三行支部長

報告会 ● 柳津支部

平成30年7月25日(水)
柳津支部は柳津町商工会館2階会議室で「平成29年度定期報告会」を開催しました。

栗本三行支部長から、前日開催された岐阜市役所での柳津小学校の租税教室・市議会場見学の開催状況の説明があり、会員増強に一層取組んでいきたいと挨拶をされました。

続いて平成29年度事業報告・収支決算並びに平成30年度事業計画・収支予算の報告が行われました。

事業計画では、商工会との連携による会員増強並びに研修会の実施や地域貢献活動等を本年度も実施していく予定であることが説明されました。



最後に竹下好伸専務理事から、本会活動状況の説明がありました。本年も会員増強を最重要課題として取組むとともに、法

人会の知名度アップのためにも講演会・研修会開催に力を注ぎ、新規会員の掘り起こしに繋げていきたいと説明がありました。

定時報告会終了後、会場を変えて会員交流懇談会が開催され、商工会会長や金融機関の支店長などを交えて盛んに会員間の交流が行われました。

例年おいしいと評判の当法人会のフランクフルトは、本年も大人気で、一人で二本購入する人もいて、7時半頃には用意した600本を完売しました。
来場者数は480名。



みさと夏祭り ● 六条3支部・三里支部



平成30年8月5日(日)六条第一・第二・第三支部と三里支部は合同で、みさと夏祭りに税金クイズで参加しました。

主催は三里学区の自治会やPTAで、本年は陽南中学校の校庭で行われました。祭りは快晴の空の下「水分補給に注意してください!」とのアナウンスが流れる中、暑さを吹き飛ばすように幼稚園児たちが、軽快な音楽に合わせてかわいいダンスを披露して始まりました。



当法人会ブースでは、強い日差しがまだ残るテントの中でホットプレートを使ってフランクフルトを焼いて準備。午後6時の合図とともに押し寄せる小中学生を相手に、先ずは税金クイズ。「オリンピック金メダル者へのJOCからの報奨金には税金がかかる?」など思ったより難しいとの意見も出るクイズをクリアした皆さんにフランクフルトの販売(1本100円)を開始しました。

連合会 ♦ ニュース

幹事報告会 ● 羽島市連合会

平成30年6月4日(月)羽島市連合会は、西松亭に於いて、24名の参加を得て幹事報告会を開催しました。

長谷和治連合会長から「岐阜南法人会は最重要課題として会員増強を掲げ、会員増強に取組んできました。羽島市連合会は昨年度多くの新規加入会員を獲得して大きな成果を挙げております。このようなことから、5月30日の本会総会において、後藤博美氏、森正行氏、山田恒夫氏、大橋嘉明氏の4名が本会会長から功労者表彰を受けております。平成30年度も会員増強に向け更に力を注いで行きたいと思います。」と挨拶がありました。その後、平成29年度事業報告と平成30年度事業計画が報告されました。

報告会終了後、竹下好伸専務理事から5月30日開催の支部長会議の内容説明があり、本会全体で新規加入件数が100件となり、支部の皆様に大変ご尽力をいただいたことへのお礼と、羽島市連合会における会員増強の取り組みが、他の支部の良いお



▲議長 長谷和治連合会長



手本となっていますとお褒めの言葉がありました。

引き続き各支部毎に分かれて、恒例となった担当支部の未加入法人名簿を基に加入勧奨先の選定作業を大同生命の地区担当者も交えて行いました。最後は各支部入り交じり楽しい会員交流懇談会を開催しました。

第15期定期報告会・税務研修会 ●各務原支部連合会

平成30年6月22日(金)各務原支部連合会は、来賓に岐阜南税務署法人課税第一部門山本淳也統括官をお招きし、岐阜県金属工業団地(協)研修センター3階会議室で第15期定期報告会を開催しました。



はじめに平成29年度事業
実績の報告があり、研修会・会員交流会・税制提言活動などについての説明が行われました。続いて、平成30年度の事業計画及び予算の報告が行われました。

最後に役員改選が行われ、永年に亘り当連合会の会長を務められました金武和彦氏が退任され、柳原幸一氏が会長に就任することになり、両氏からご挨拶がありました。金武前会長からは平成29年度は本会において会員増強に努めた結果、大きな成果を挙げているが、各務原地区はやや低調であったことが心残りであると。柳原新会長からは地域の皆様がより関心をもつような会活動を実施して加入率も底上げしたいと抱負を述べされました。

報告会に統いて、各務原商工会議所が募った参加者を加え合計35名の参加者の下、岐阜南税務署山本淳也統括官から「消費税軽減税率制度」と「平成30年度税制改正」について公開説明会として開催されました。



各務原元気まつり「特別公演会」 ●各務原支部連合会

平成30年7月28日(土)各務原市商工会議所主催、(公社)岐阜南法人会共催により各務原元気まつり「特別公演会」を各務原市産業文化センターあすかホールに於いて開催しました。

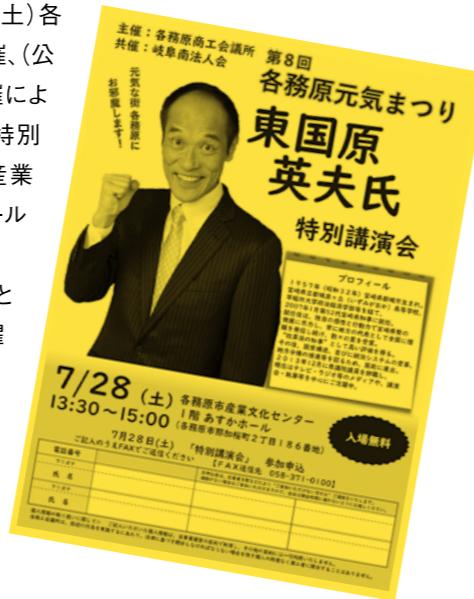
講師はコメンテーターとしてマスコミ等でご活躍の東国原英夫氏で「この暑さどうんかせんといかん」の演題で、会場定員の450名いっぱいを集め開催しました。会場の外ではライブモニターを観ている来場者も多く見え、大盛況の講演会となりました。

東国原氏は、日本人にはもっとユーモアが大切であると、同氏が育った明るい家庭のエピソードを交えてお話を進められました。

小学校6年生の時には既に『お笑い芸人と政治家』になりたいと夢を持っていた。その通りお笑い芸人となったものの絶余曲折の後、引退し心機一転、政治家を目指して大学で政治学を勉学。その在学中、地元宮崎県知事が引退したことにより選挙となり、立候補することになった。世間の大の方の予想と異なり、本当に当選し、お笑いタレントの県知事としてマスコミの注目を集めることになった。

知事就任後は独自の感性と行動力で、県産品のPRなどアイデア満載の仕事の取り組みを全国に発信し大きな話題となった。知事の終盤では、口蹄疫ウイルス感染が宮崎県内で発生し、他県に伝染しないように止む無く健康な牛の殺処分(予防殺処分29万頭)を断行した。この時「どげんかせんといかん」の掛け声を庁舎内に発した。殺処分による農家の補償もきちんと行ったが、政治責任を取る形で知事2期目は出馬しなかったとのこと。

公式行事での知事としての祝辞をはじめ数々の失敗談などで会場を大いに笑わせながらも「どげんかせんといかん」は2007年の流行語大賞となったとお話を締めくされました。



各務原支部連合会研修会・会員交流会 ●各務原支部連合会



平成30年8月21日(水)各務原支部連合会は、各務原市長公室防災対策課の小川大介氏を講師に迎え「風水害に備えて」のテーマで研修会を開催しました。参加者は45名。

研修は今年7月の岐阜県内における水害の説明から始まりました。時間雨量が20

ミリ以上となると小さな川の水が溢れ出し、30ミリ以上となると土砂災害が発生し易くなる。浸水被害は、市役所窓口で配布している「洪水ハザードマップ」を活用して、自宅・勤務先周辺での浸水被害発生の可能性の有無を事前に是非調べておいてもらいたい。

最近の豪雨災害は局地的・短時間の災害が多くなっている。避難に関する情報伝達が平成28年12月に名称の変更が行われた。注意していただきたいのは、「避難指示」と「避難勧告」の違い。勧告段階では避難しなくて、指示が出てから避難しなければならないと誤解している方があるが、勧告の段階で避難をしなくてはいけない。指示の段階では遅いということ。また、状況によ

ては「避難指示」が夜中に出されることがある。しかし、外出することがかえって危険な場合があることから、自宅内でも安全な場所に退避する方が良いこともあります。最近の避難方法として、「水平避難」以外に「垂直避難」も大変重要視されている。自宅に留まり、屋内の2階以上の安全が確保できる場所に移動する方法であるが、究極は「自分の命は個々がおられた状況下で自分で守る行動」と云うことである。

避難時の留意点として、避難する際には決して長靴を履かないこと。雨が降って長靴の中に水が入ってかえって危険。足をしっかりと固定し底の厚いズック靴が好ましいと説明があり、台風シーズンにふさわしい大変参考となる研修会となりました。

この後会員交流会となり、柳原連合会長から、会員には会員交流懇談会でネットワークを更に広げて大いに情報交換をしていただくこと、税法・経営・労務などの勉強会にも参加して色々な知識を吸収していただくことをお願いしますと挨拶があって、懇談会が盛大に開催されました。



時代を駆ける使命、すべてはお客様のために。

時代の流れを見つめながら、私どもは今日まで培ってきたノウハウとネットワークに新しい感性を加え、常に一步先を駆ける視野を持ち続けます。どんなに時代が変わろうと、すべてがお客様のために。ハートランスの原動力がここにあります。

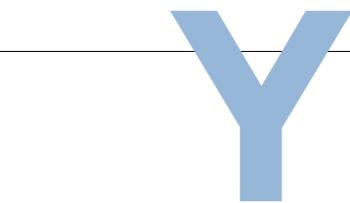


ハートランス株式会社

本社／〒501-6134 岐阜市大脇2丁目33番地
TEL.058-377-5000(代) URL <http://www.heartrans.com>

拠点／東京・久喜・野田・名古屋・稻沢・多治見・可児・各務原・尼崎・岡山

総合物流サービス●新聞配送・折込配送●近郊配送・中長距離輸送●建設業・店舗什器施工業●倉庫保管業



Youth Sectional Meeting 青年部会

租税教育・交流会【大学】 《岐阜聖徳学園大学》



昨年に引き続き岐阜聖徳学園大学にて経済学部1年生175人を対象に、大学の必修カリキュラムに参画し租税教室を行いました。

本年度は大学生に「日本の財政の状況を踏まえ、受益(公共サービス)と負担(税金・保険料)のバランスをどのようにすべきか」という課題でレポート提出をお願いしました。

1回目の租税教室では学生たちに与えられた課題の基礎知識を学んでもらうため、3グループに分かれ各グループで岐阜財務事務所の職員の方から「日本の財政の現状」について詳細な説明を聴きました。その後2ヶ月間、毎週授業でクラス毎に担任教授と共に課題に取組むこととしました。

2回目には、クラス毎のグループワークに青年部会員も加わって、①医療費負担は現状のまますのかそれとも自己負担額を増加するのか②国の借金の公債残高が多いがこのままよいのか③現在の公共サービス水準を維持するためにはどのような方法があるのかなど、さまざまな具体例を挙げながら意見交換を行いました。2週間程して、学生から大学にレポートが提出され、このレポートを青年部会が受け取り、事前に講評内容を検討しました。



3回目には、3グループに分かれて青年部会員よりレポートに対する講評を行いました。

総評としては、これが正解というものはなく学生自身が積極的に調べ、考えることが重要であるという話をしました。

大学側は学生が地域社会との繋がりを持つことを求めています。次年度もより充実した内容の事業活動を目指していきたいと思います。



かったです」との感想を聞きました。部会員にとっても、若い世代の税金についての意見を聞くことができる貴重な機会となりました。

今回で12回目となる本事業を終えて、就職を控えた生徒達にとって、面接指導だけでなく社会人として税金について考え、理解を深めていただく貴重な機会となったと感じました。この事業が生徒達の成長と納税意識の高揚に繋がることを期待し、今後も継続的に開催していくべきと考えています。

租税教育・模擬面接会【高校】 《済美高等学校》



平成30年7月26日(木)「模擬面接会・租税教室【高校】」を済美高等学校に於いて、3年生の就職希望者を対象に模擬面接・租税教室・交流会を実施しました。

模擬面接では、実際に企業経営や人事に携わる部会員が、面接官として社長、経理部長、人事部長を演じ、就職活動を想定した実践的な面接指導が行われました。生徒は緊張した面持ちで面接会場へ入室しながらも、事前に行っていた練習成果もあり、面接官の質問に対して元気に受け応えしていました。練習がない質問には、少し詰まる様子も見られましたが、「もっと練習して、自分を積極的にPRしたい」と感想をいただきました。また、先生からも「普段の面接練習では経験できない緊張感があり、生徒にとって良い刺激となりました」と感想をいただきました。

租税教室では、就職1か月後の給与明細を題材に、その見方や控除される税金などについて、○×クイズや部会員の経験談も交え、楽しく学びました。社会人となって納める所得税や住民税、社会保険料の仕組みを理解してもらい、「給料から税金が納められていることを誇りに思います」と言った感想がありました。社会と共に日々の生活を豊かにする納税の意味について伝えることができ、大変有意義な時間となりました。

交流会では、模擬面接での緊張した雰囲気も和らぎ、食事を摂りながら部会員と生徒との意見交換をしました。部会員からは模擬面接でのアドバイスや租税教室で伝えられなかった身の回りの税金、社会人としての心構えについて、また生徒達からは将来の夢や働くことへの疑問の話題が出されました。交流会終了後には、「会社の方から税金や社会人について楽しく教えていただけて良

親子劇場「ともだちや」

平成30年8月28日(火)小学生の親子を対象に「劇団うりんこ」による演劇、親子劇場「ともだちや」を開催しました。

当初の演目は「学校うさぎをつかまえろ」でしたが、出演者の急病により急遽「ともだちや」に変更となりました。

また、昨年までは羽島市で開催されていた「親子劇場」でしたが、今回は会場を各務原市産業文化センター・あすかホールに変更しましたにも関わらず約400名の子供達、保護者の方で会場は満員の大盛況でした。「親子劇場」は応募初日から定員一杯となる程の人気があったことで、本事業が各務原地区にも浸透していることを確信しました。

演劇内容は「ともだちや」を始める事を思いついたきつねが、友達がほしくてさびしい人に「1時間100円」で友達になってあげるという物語です。

しかし、本当の友達はお金で買うものではなく、お互いの考え方や感じ方の違いを認め合い、一緒に嬉しいことを分かち合い、つらいこと・悲しいことを乗り越える。それが「本当のともだち」ということに気づきます。

子供の頃の「ともだち」は宝物です。子供達にぜひたくさんの宝物をつくってほしいと思います。また、今回も昨年同様に演劇本編の後「劇団うりんこ」により『税金とは』『税金の種類』『税金の大切さ』など、税金が社会に役立っていることを子供達に面白おかしくお話しいただきました。



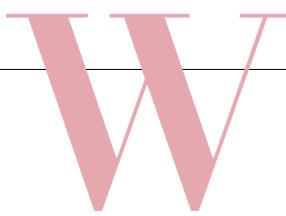
手が起り、楽しく税金について学んでいただけたと思います。

当日のアンケートでは“面白かった”“来年もぜひ観たい”といった声を多くいただき、今回も親子の絆を深める夏休みの思い出になったかと思います。



▲開演挨拶 小川部会長





Women Sectional Meeting

女性部会

公開税務研修会

平成30年6月7日(木)岐南町商工会館に於いて、部会員19名参加のもと税務研修会が開催されました。講師は岐阜南税務署千葉啓之副署長で「東京国税局調査部というところ」と題してお話をいただきました。

千葉副署長は、平成28年の人事異動で名古屋局に赴任されました。それまではずっと東京局での異動がありました。最初に資産課税部門に配属され、相続税等の調査に4年間従事。個人宅で重要な書類はどこに保管しているのかなどの調査を通じ、自宅の盗難で荒らされる場所も同じで、調査官も泥棒も経験があることを云うことを実感されたそうです。

次に3年間署の総務課を経て国税庁に赴任し、家電メーカーの人達と一緒にシステム開発の仕事に従事されました。

その後、国税局調査部に赴任し、以後調査部での色々な仕事を従事することになりました。調査部は基本的には資本金1億円



▲岐阜南税務署 千葉啓之副署長

以上の大規模な法人を所掌しており、東京には大企業が集中しているため、職員数は約1,200名で、名古屋局の約200名の6倍とその規模の大きさが想像できます。

調査管理課での仕事が長く、局内や署の職員研修に限らず外部での研修講師を務めたこともあります。外部の団体からの評判も上々で、誠実かつ地道な仕事を積み重ねている様子が強く印象に残っています。

千葉副署長は岐阜での仕事以外にプライベートにおいても岐阜や名古屋に多くの友人の輪を広げておられる様子。趣味のブラジル音楽も冒頭に聞かせていただき、仕事には見られない魅力ある側面をも披露していただいた講演会となりました。

税理士コーナー

税理士 岐阜南支部
名古屋税理士会
後藤美智代

ススメの遺言作成

1 最近の相続税の申告状況について

平成25年の税制改正により、平成27年1月1日以降の相続について、相続税の基礎控除額が大幅に減額となり、3年が経過しました。改正前の基礎控除額は「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」でしたが、改正後は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」と40%減少しています。国税庁が発表している岐阜県内の相続税の申告事績によると、改正前の平成26年の相続税の申告割合は4.3%でしたが、改正後の平成27年は8.7%、平成28年は8.4%まで上昇し、約2倍の申告割合となっています。相続税は、これまでのように一部の資産家だけの税ではなく、誰もが対象になりうる時代になっていると言えます。

2 遺産分割でもめないために…遺言の作成

相続税は、相続開始から10ヶ月以内に現金一括納付が原則となっています。遺言がない場合は、相続人が話し合って、どの財産を誰がもらい、借入金などの債務を誰が負担するかを決めます(遺産分割協議)。話し合いがまとまらない場合は、民法に定められた法定相続分を基に裁判所で判断してもらうことになります。相続人間の関係が良好であったとしても、昨今は「大学を卒業後、東京在住」、「仕事で海外赴任」など、相続人が物理的に離れて暮らすケースも珍しくなく、話し合いの場を持つことが簡単でないことがあります。そこで有効になるのが遺言です。

① 遺言があると…

- ・遺産分割協議が不要。
- ・財産所有者の思いや意志が文章で残せる。(自社株や事業用資産は後継者の子供に、自宅の土地・建物は奥様に、など)
- ・相続人の中に認知症の方がいる場合でも財産の名義変更ができる。

② 遺言がなく、申告期限までに遺産分割協議が調わないと…

- ・分割がまとまらなくても(未分割)、相続開始から10ヶ月以内に、相続税の申告と納税が必要になる。
- ・遺産の預金は口座凍結のため解約できないため、相続税の納税に充てることができず、相続人の自己資金から納税資金を用意することになります。
- ・未分割であったために相続税の特例の適用が受けられず、税負担が多くなることがある。
- ・財産所有者が意図しない財産分けになり、後継者に自社株や事業用資産が残せないなど、会社の経営や事業に与える影響も大きい。

3 公正証書遺言と自筆証書遺言

以下、利用されることが多い「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」を比べてみます。

公正証書遺言

- ・公証役場において公証人が作成するため、形式面での誤りなど、無効の心配がない。
- ・遺言の原本を公証役場が保管するため、紛失や改ざんの心配がない。
- ・作成当日には公証人と証人2名が立ち会うため、偽造、意思能力の有無などを疑う余地がない。
- ・財産額に応じて、作成手数料が発生します。
- ・家庭裁判所の検認は不要。

自筆証書遺言

- ・本人が遺言の全文を自書により作成し、保管も自分で行うため、紛失や遺言内容の改ざんの恐れがないとは言えない。
- ・亡くなった後には、遺言を家庭裁判所に持参し、検認を受ける必要がある。
- ・いつでも作成でき、費用もかかりませんが、形式に不備があると法的に無効になってしまうため、注意が必要となる。
- ・平成30年7月の民法改正により、今後は財産目録のパソコン作成が可能になり、遺言者本人が法務局に持参すると、書式の形式をチェックした上で、遺言を保管してもらえるようになります。

改正により、自筆証書遺言の使い勝手がよくなりますが、せっかく残された思いや意思が無効になってしまってはいけません。確実性という点ではやはり公正証書遺言書をおすすめいたします。「相続なんてまだ先のこと…」かもしれません、将来のことは誰にもわかりません。内容を変えたいときには、作り直しも可能ですので、税理士、司法書士などの専門家にご相談の上、作成を検討されてはいかがでしょうか?

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さんへ

Aflac 本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料でご利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

新会員紹介 平成30年6月1日～平成30年8月31日入会

支部名	法人名	所在地	法人TEL	業種名	紹介者
厚見第一	ヒダカペイント	岐阜市啜町23-2 カサイハイツ 201号	215-9797	塗装工事	AIG損害保険(株) 三林博
厚見第二	(株)エアシード	〃 西川手5-66	278-1311	インターネットによる物販	(株)藤田商店 藤田和夫
〃	(株)住ケン岐阜	〃 西川手5-1	273-9900	防蟻工事・防水工事	大心産業(株) 田中省司
〃	(株)ハートランスコーポレーション	〃 下川手64-1	377-5000	不動産管理業	ハートランス(株) 大野健治
鶴	(株)広葉クリエイト	〃 西鶴1-3-1	216-5811	建設業	金神鋼業(株) 金神徹尚
加納西第一	(株)トウインクルワン	〃 加納黒木町2-27-3	374-8688	サービス業	邦隆(有) 渡邊浩隆
加納東第二	(株)ナガタマネジメントオフィス	〃 加納城南通2-22-1	273-1511	財務コンサルタント	田中社寺(株) 田中敬二 大同生命保険(株) 岡田朋子
長森	(同)青山コンタクトレンズ	〃 蔵前6-16-1	248-1011	医療関連	金神鋼業(株) 金神徹尚
〃	(一社)ハートリンクス	〃 切通7-2-2	090-6592-0370	カウンセリング業	丸金織機(株) 伏見正道 大同生命保険(株) 岡田朋子
薮田	(一財)岐阜県消防設備協会	〃 下奈良3-11-6 岐阜県消防交渉センター内 1階	277-7175	消防設備の保守管理の啓発講習の受託	松村工業(株)
〃	翼開発(株)	〃 薮田南1-3-18	273-1299	コンクリートポンプ車打設工事	(株)翼組 松原重樹
〃	東海ホーム(株)	〃 江添3-7-26 金子ビル 3階	216-2700	建設業	金神鋼業(株) 金神徹尚
六条第一	トウモローブレイン(株)	〃 六条北1-51	214-7775	各種コンサルタント	(株)エルバス土屋 土屋誠次
六条第二	(株)成豊	〃 六条江東1-12-25	273-7383	プレス	大心産業(株) 田中省司
〃	(協)B&P岐阜	〃 六条大溝1-5-1	272-2722	各種協同組合	〃
各務	土屋産業	各務原市各務おがせ町5-234	385-1555	建設業	大同生命保険(株) 竹中真貴
笠松	K's Project(株)	羽島郡笠松町円城寺517	372-5770	建設業	(株)IP・LINK 大橋良広
〃	杉山商店(株)	〃 笠松町長池584	388-2803	梱包資材卸売業	(株)サンセキ 岩村雅人
〃	曾根自動車(株)	〃 笠松町北及1806-1	213-3005	自動車販売・整備業	(株)中央フロント工業 北村友一
〃	(株)ナカジマ	〃 笠松町田代513-1	388-1218	建設業	【再入会】金神鋼業(株) 金神徹尚
岐南町西	(株)夢工房JIN	〃 岐南町徳田3-142-3	215-0116	福祉事業	
岐南町東	(有)総美クリエイト	〃 岐南町若宮地3-120	214-7277	洗浄・塗装・防水工事業	伸栄電設(株) 稲垣康雄

- 事務局だより**
- 9月19日(水)14時から第2回理事会が開催されます。
理事会後には、幹部研修会・岐阜南税務署長講演会・会員交流会が開催されます。
 - 12月4日(火)14時30分からモーリー・ロバートソン氏による文化講演会が
岐阜市文化センターで開催されます。(申込書同封)
 - 平成31年3月7日(木)10時から第3回理事会・支部長会が開催されます。
 - 会員登録事項に代表者変更や住所変更等がございましたら、すみやかに
法人会事務局に下記連絡票でFAX送信をお願いいたします。

- キリトリ -

登録内容の変更(変更内容のみ)連絡票

※会員登録事項に変更がございましたら、
下記に必要事項をご記入の上ご連絡下さい。

法人名	所在地	
内 容	変 更 前	変 更 後
法 人 名		
所 在 地		
代 表 者		
資 本 金	円	円
電 話		
F A X		

(公社)岐阜南法人会 FAX.058-274-1276

Back Stage

編集後記

今年の夏は生命に関わる危険な暑さや大雨など「観測史上初の…」と表現されるほどの異常気象でした。

極め付けは9月4日(火)の台風21号。岐阜南法人会管内でも多くの会員が被害に遭ったと聞いています。

被災された会員の皆様には誌面をお借りし、御見舞い申し上げます。

広報委員会は、皆様に親しまれる広報誌を常に目指しています。今後ともご意見・投稿記事などありましたら是非事務局までご連絡願います。

広報委員会一同

A v a n t i

秋一号 VOL.20

発行日 平成30年9月15日
発 行 公益社団法人 岐阜南法人会
発行所 岐阜市加納天神町3丁目12番地
TEL.058-272-2230 FAX.058-274-1276
Email:jimu@gifuminami.jp
URL: http://www.gifuminami.jp
編集者 公益社団法人岐阜南法人会広報委員会
印刷所 安藤印刷株式会社
羽島郡岐南町みやまち3-57-1
TEL.058-271-9555㈹ FAX.058-273-7800



安藤印刷株式会社

営業本部 〒501-6019 岐阜県羽島郡岐南町みやまち3-57-1
tel.058-271-9555 fax.058-273-7800
http://www.ando-net.com/
プレス事業部 〒500-8246 岐阜市下川手71-1
tel.058-271-9557 fax.058-271-9563



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の大傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

Daido 大同生命保険株式会社

岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141

AIG AIG損害保険株式会社

岐阜営業支店/岐阜県岐阜市泉町41 (富士火災岐阜ビル3F)
TEL 058-262-4771



株式会社秋田屋本店
AKITAYA HONTEN since 1804

創業文化元年(1804年)
養蜂部創設明治二十年(1887年)

みつばちのチカラを人の力へ

創業から214年、養蜂部創設から131年の歴史を礎に、
皆さまの美しく健やかな暮らしのお役に立てるように
努めてまいります。



オンラインショップ <http://akipure.com>

秋田屋通販

検索



0120-82-8138

株式会社秋田屋本店 (食品製造業)

日本養蜂株式会社 (医薬品製造業)

代表取締役社長:中村 正

本社:岐阜県岐阜市加納富士町1-1 TEL.058-272-1221 FAX.058-275-0001 <http://www.akitayahonten.co.jp>

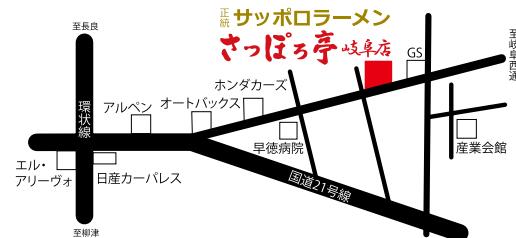
事業所:城南事業所 営業所:東京営業所 工場:薬師工場・洞戸工場・本巣屋井工場・加納工場

正 サッポロラーメン さっぽろ亭 岐阜店



◆岐阜県岐阜市宇佐東町 6 番 11 号 (県庁東) ◆TEL(058) 273-6426
◆営業時間 11:00~05:22:00 ◆金曜定休

さっぽろ亭 岐阜店は、1972 年の創業から
今も尚、変わらぬ味をお客様に提供し続けて
おります。また、新メニュー開発など
お客様に愛されるラーメン店であり続ける
ための努力をこれからも続けてまいります。



株式会社 田 幸

本 社 / 岐阜県岐阜市南鶴 5 丁目 52 番地の 1
TEL / 058-271-6661 FAX / 058-271-6719
主要営業所 / 東京営業所・八百津工場・配送センター
関 連 会 社 / 株式会社パールスティック・中国 東勝田幸紡織有限公司